

農林土木工事特記仕様書（令和 8 年 8 月 15 日以降適用）

（農林土木工事共通仕様書の適用）

第 1 条 本工事は、徳島県農林水産部「徳島県農林土木工事共通仕様書令和 6 年 10 月」に基づき実施しなければならない。ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。

なお、工事途中で改定された場合は、この限りでない。

（農林土木工事共通仕様書に対する変更仕様事項）

第 2 条 「徳島県農林土木工事共通仕様書 令和 6 年 10 月」に対する特記事項は、次のとおりとする。

（共通仕様書の読み替え）【変更】

「1-1-1-24 建設副産物」において、「建設副産物情報交換システム（以下「C O B R I S」という。）」とあるのは「コブリス・プラス」と読み替えるものとする。

（適用工事）【変更】

1-1-1-1 適用

1. 適用工事

徳島県農林土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、徳島県農林水産部が発注する農業土木工事、治山工事、林道工事その他これらに類する工事（以下「工事」という。）に係る、工事請負契約書（頭書を含み以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

（工事着手）【変更】

1-1-1-11 工事着手

受注者は、設計図書に工事に着手すべき期日について定めがある場合を除き、特別の事情がない限り、工事開始日以降 3 0 日以内に工事着手しなければならない。

（運搬業者の記載）【削除】

1-1-1-13 施工体制台帳及び施工体系図

4. 運搬業者の記載

受注者は、土砂等を運搬する大型自動車を配置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。

（現場代理人及び主任技術者等）【変更】

1-1-1-15 現場代理人及び主任技術者等

1. 選任通知

(3) 受注者は、選任通知書提出時に次のものを提示しなければならない。なお、提示物は写しでも可とする。

- ① 現場代理人と受注者（共同企業体の場合は代表構成員）との直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できるもの。ただし、請負対象金額が 200 万円未満の工事を除くものとするが、監督員が特に必要と認める場合には提示を求めることができるものとする。
- ② 主任技術者または監理技術者と受注者（共同企業体の場合は各構成員）との直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できるもの。ただし、監理技術者資格者証で確認できる場合は、この限りでない。なお、入札参加資格として技術者の専任配置が求められた工事における主任技術者または監理技術者は、開札日（随意契約は見積書提出日）以前に受注者と 3 ヶ月以上の雇用関係がなければならない。

(現場代理人及び主任技術者等) 【変更】

1-1-1-15 現場代理人及び主任技術者等

1. 選任通知

(4) 受注者は、選任通知書に次のものを添付しなければならない。

② 監理技術者を選任した場合（下請金額の総額が 5,000 万円以上）は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習履歴の写し

(現場代理人及び主任技術者等) 【変更】

1-1-1-15 現場代理人及び主任技術者等

4. 低入札技術者

受注者は、当該工事が低入札工事となった場合は、主任技術者、監理技術者または監理技術者補佐とは別に、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、当該工事に関し建設業法第 7 条第 2 項イ、ロまたはハに該当する技術者を 1 名増員し、専任させなければならない。ただし、共同企業体の場合は、この限りではない。

なお、増員して専任する技術者については、「低入札工事の専任配置技術者選任通知書」を落札候補者となった時点で契約事務担当者へ提出し、確認を受けなければならない。また、選任通知書には技術者取得資格証明書または実務経験証明書を添付するとともに、雇用関係が確認できるものを提示しなければならない。内容を変更しようとする場合は、第 1 項(1)を準用するものとする。

(現場代理人及び主任技術者等) 【変更】

1-1-1-15 現場代理人及び主任技術者等

5. 監理技術者補佐

受注者は、監理技術者を複数の工事現場で兼務させる場合は、主任技術者、監理技術者及び低入札技術者とは別に、監理技術者補佐を専任させなければならない。

なお、監理技術者補佐は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、当該工事に関し建設業法第 7 条第 2 号イ、ロまたはハに該当する者のうち一級の技術検定の第一次検定に合格した者または建設業法第 15 条第 2 号イ、ロまたはハに該当する者でなければならない。また、監理技術者補佐については、「監理技術者補佐選任通知書」を、落札候補者となった時点で契約事務担当者へ、工事途中に監理技術者補佐を設置して当該監理技術者を他工事と兼務させる場合、その変更する日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 14 日以内に監督員へ提出し、確認を受けなければならない。また、選任通知書には技術者取得資格証明書または実務経験証明書を添付するとともに、雇用関係が確認できるものを提示しなければならない。内容を変更しようとする場合は、第 1 項(1)を準用するものとする。

(しゅん工標) 【追加】

1-1-1-57 しゅん工標の設置

受注者が希望する場合、次の工事（構造物）を対象に工事に携わった技術者の氏名を標柱（様式第 2 号）または標板（様式第 3 号）に記すことができる。

対象工事（構造物）：擁壁、カルバート、橋梁上部工、橋梁下部工、トンネル、堰（頭首工）、水門、樋門（樋管）、砂防堰堤、治山ダム、シェッド、法面、(揚)排水機場

対象技術者：監理（主任）技術者氏名

(徳島県農林土木工事施工管理基準に関する変更仕様事項)

第 3 条 第 3 条 「徳島県農林土木工事施工管理基準 令和 6 年 1 2 月」に対する【変更】

仕様事項は、次のとおりとする。

2. 適用【変更】

この管理基準は、徳島県農林水産部が発注する農業土木工事、治山工事、林道工事その他これらに類する工事について適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準によりがたい場合又は基準、規格値が定められていない工種については、監督員と協議の上、施工管理を行うものとする。

（工事成績評定の選択制）

第4条 当初請負額が500万円以上、3,000万円未満の指名競争入札及び一般競争入札（価格競争）並びに随意契約により発注する請負工事、変更請負額が増額により500万円以上となった工事は、別に定める「工事成績評定の選択制試行要領」を適用する。

2 前項の対象工事の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「工事成績評定に関する意向確認書」（以下「意向確認書」という。）を発注者契約担当に提出しなければならない。

3 受注者は、工事成績が格付を定める場合の主観点数の算定及び総合評価落札方式の評価項目等に活用されていることを踏まえ、工事成績評定の選択を適切に判断の上、意向確認書を提出するものとする。

4 施工途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、しゅん工時、契約変更により請負額が500万円未満となった場合は、評定は行わないものとする。

5 受注者が評定の実施を希望しない場合であっても、次のいずれかに該当した場合は、評定を行うものとする。

（1）徳島県工事検査規程第7条の補修工事の請求又は第8条の簡易な修補の指示が行われた場合

（2）工事成績表の考査項目別運用表「別紙－2④『7. 法令遵守等』」又は、考査項目別運用表（公共建築工事）「別紙－2⑤『8. 法令遵守等』」の評価事例に該当する行為が行われた場合

（3）監督員等から文書により改善指示が行われた場合

工事成績評定の選択制試行要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5037327/>

（1日未満で完了する作業の積算）

第5条 1日未満で完了する作業の積算（以下、「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。

2 受注者は、別に定める「1日未満で完了する作業の積算（農林土木）」の別表に掲載されている施工パッケージ単価において、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。

3 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。

4 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（日報、見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。

5 災害復旧工事等で人工精算する場合、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用

して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。

1日未満で完了する作業の積算について（農林土木版）

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5052994/>

（熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行）

第6条 本工事は、日最高気温が30度以上の真夏日の日数に応じて現場管理費率の補正を行う試行工事であり、別に定める「熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行要領（農業土木版）（以下「試行要領」という。）」を適用する。

- 2 施工箇所所在型の場合、点在する箇所毎に日最高気温が30度以上の真夏日の日数に応じて補正を行うことができるものとする。
- 3 夜間工事の場合、作業時間帯の最高気温が30度以上の真夏日を対象に補正を行うことができるものとする。
- 4 試行にあたり、気温の計測方法及び計測結果の報告方法について事前に監督員と協議を行うものとする。尚、計測方法は最寄りの気象庁公表の気象観測所の気温（日最高気温30℃以上対象）または環境省公表の観測地点の暑さ指数（WBGT）（日最高WBGT25℃以上対象）を用いることとする。

熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行要領（農業土木版）

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5029474/>

（現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）の対象工事）

第7条 本工事は、現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）の適用対象工事である。

- 2 受注者は、現場環境の改善を目的に、熱中症対策等を実施する場合は、「現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）計画書」を提出し、監督員と協議を行うことができる。なお、協議が整い、対策を実施した場合、「現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）に係る積算要領」に基づく設計変更の対象とする。

現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）に係る積算要領（農林水産部版）

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/7304457/>

（「猛暑期間における現場施工回避（早朝・夜間施工）」に係る試行）

第8条 本工事は、「猛暑期間における現場施工回避（早朝・夜間施工）」に係る試行工事であり、別に定める「猛暑期間における現場施工回避（早朝・夜間施工）」に係る試行要領を適用する。

- 2 猛暑期間における現場施工回避（早朝・夜間施工）の対象期間は、5月1日から10月31日までとする。
- 3 現場施工回避に係る期間又は時間は、実施前に受発注者間で協議により決定するものとし、協議により設定した期間又は時間は、工事打合せ簿により整理することとする。
また、受注者は、実施した場合は、工事打合せ簿により、実績を報告することとする。
- 4 現場施工回避（早朝・夜間施工）により工期の延長が必要となる場合には、監督員と協議を行うことができる。
- 5 現場施工回避（早朝・夜間施工）は承諾を前提とし、早朝・夜間施工に伴う労務単価等の割増しは行わないものとし、設計変更の対象としない。

「猛暑期間における現場施工回避（早朝・夜間施工）」に係る試行要領
徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/7312949/>

（資材価格高騰に対する特例措置）

第9条 本工事は、資材価格高騰に対する特例措置の対象工事である。

- 2 本工事は、当初契約締結後において、設計単価を単価適用月から当初契約月に変更するものとする。

（下請次數の制限）

第10条 本工事は、下請次數を制限する工事である。

- 2 受注者は、下請次數が3次以上となる場合には、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しの提出に併せて理由書（様式第1号）を発注者に提出するものとする。
- 3 受注者は下請次數が3次以上となり、発注者からヒアリング等を求められた場合は、これに応じなければならない。

（仮設トイレの洋式化）

第11条 受注者は、仮設トイレを設置する場合、原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。なお、特段の理由がある場合はこの限りでない。

- 2 受注者は、「仮設トイレ」を設置するまでに、工事打合せ簿により、「仮設トイレ」の設置基数について、監督員と協議しなければならない。
- 3 受注者は、設計図書の変更までに、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

- ・洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化した仮設トイレのこと。
- ・快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

（建設現場の遠隔臨場に関する試行工事【発注者指定型】）

第12条 本工事は、農林土木工事において遠隔臨場の実施を原則とする「建設現場の遠隔臨場の試行工事（発注者指定型）」の対象工事であり、次の URL にある「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」を適用することとする。

建設現場の遠隔臨場に関する試行要領（農林水産部版）について
徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5049014/>

（オンライン電子納品）

第13条 受注者は、オンライン電子納品の実施を希望する場合、「徳島県電子納品運用ガイドライン【農林土木工事編】」における着手前協議を実施し、監督員の承諾を得たうえで、オンラインにより電子納品することができる。

- 2 なお、オンライン電子納品を実施する場合、次の URL にある「オンライン電子納品実施要領」を適用する。

オンライン電子納品実施要領
徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/7313126/>

（情報共有システム活用工事【発注者指定型】）

第14条 本工事は、情報共有システムの活用を原則とする「情報共有システム活用工事（発注者指定型）」の試行工事である。

- 2 対象工事等は、次の URL にある「農林土木事業における情報共有システム活用試行要領」を適用することとする。

農林土木事業における情報共有システム活用試行要領について【農林水産部】

徳島県 CALS/EC HP

<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/nourinjyouhoukyouyuu/>

（CCUS活用推奨モデル工事）

第15条 本工事は、技能者の処遇改善及び中長期的な技能者の確保等を目的とした「建設キャリアアップシステム活用モデル工事（CCUS活用推奨モデル工事）」であり、次の URL にある「建設キャリアアップシステム活用モデル工事実施要領」を適用することとする。

建設キャリアアップシステム活用モデル工事実施要領（農林）

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/7216242/>

（週休2日確保工事）

第16条 本工事は、建設工事の中長期的な担い手の確保等を目的とし、現場閉所による週休2日に取り組む「週休2日確保工事」であり、別に定める「農業土木工事における週休2日確保工事等実施要領（以下「実施要領」という。）」を適用する。

- 2 実施要領に基づき本工事で完全週休2日（土日）に取り組む場合は、工事着手までに取り組む意思を発注者に通知し、受発注者で協議しなければならない。
- 3 施工に先立ち工事現場又はその周辺の一般通行人等が見やすい場所に設置する標示板に、週休2日確保工事であることを記載するものとし、下図を参考とする。

農業土木工事における週休2日確保工事等実施要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5016651/>

ご協力をお願いします

週休 2 日確保工事

○○○○○○を
なおしています

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日 まで
時間帯 ○ : ○ ○ ~ ○ : ○ ○

○○○○工事

発注者 徳島県農林水産部
○○農林事務所
電話 ○○-○○○○-○○○○

施工者 ○○○○建設株式会社
電話 ○○-○○○○-○○○○

(標示板記載例) 月単位の場合

ご協力をお願いします

週休 2 日確保工事
完全週休 2 日 (土日)

○○○○○○を
なおしています

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日 まで
時間帯 ○ : ○ ○ ~ ○ : ○ ○

○○○○工事

発注者 徳島県農林水産部
○○農林事務所
電話 ○○-○○○○-○○○○

施工者 ○○○○建設株式会社
電話 ○○-○○○○-○○○○

(標示板記載例) 完全週休 2 日 (土日) の場合

(見積施工歩掛実態調査)

第 17 条 本工事のポンプ撤去工、ポンプ据付工、既設配管類撤去工、配管類据付工、真空ポンプ据付工、ポンプ操作盤撤去工、ポンプ操作盤据付工の歩掛は見積により決定しており、その実態を把握するために調査を行うこととしている。よって、受注者は、発注者から提供される調査票の提出に協力しなければならない。

(本工事の特記仕様事項)

第 18 条 本工事における特記仕様事項は、次のとおりとする。

R 8 波 耕 県 有 種 苗 生 産 施 設

海 水 取 水 施 設 2 工 事

特 記 仕 様 書

(令 和 8 年 度)

徳 島 県 美 波 農 林 事 務 所

目 次

第 1 章	総 則	-----	1
	第 1 条	一 般 事 項 -----	1
	第 2 条	施 工 範 囲 -----	1
	第 3 条	適 用 規 格 -----	1
第 2 章	機 械 設 備	-----	2
	第 1 条	送 水 ポ ン プ -----	2
	第 2 条	弁 類 -----	5
第 3 章	試 験 ・ 検 査	-----	9
	第 1 条	材 料 検 査 -----	9
	第 2 条	部 品 検 査 -----	9
	第 3 条	工 事 検 査 -----	9
	第 4 条	現 場 試 運 転 調 整 -----	9
第 4 章	電 気 設 備	-----	10
	第 1 条	一 般 事 項 -----	10
	第 2 条	盤 仕 様 -----	10
	第 3 条	盤 仕 様 明 細 -----	11

第 1 章 総 則

第 1 条 一般事項

この仕様書は、県有種苗生産施設 海水取水施設工事に適用するものであり、本工事は特別仕様書、共通仕様書、設計図書に基づいて誠実に履行しなければならない。

特別仕様書、設計図書に記載された事項は共通仕様書に優先するものとする。

第 2 条 施工範囲

本工事は、下記工事区分に記載の工事を全て施工するもので、請負者は設計図書に基づき監督員と細部事項の打合せを行い、詳細な施工図を 部作成し承認後施工すること。

承認図

- (1) 製作仕様書
- (2) ポンプ運転特性曲線
- (3) 全体及び各部構造組立図
- (4) 据付配置図（主・小配管）
- (5) 機械基礎図
- (6) 施工計画書

施工範囲

- (1) 主ポンプ、弁類、操作盤、製作据付工
- (2) 吐出管、製作据付工（図示）
- (3) ポンプ基礎工、配線、配管サポート
- (4) 試運転調整費
- (5) 配管工事は送水管接続フランジまでとする。
（図示）

第 3 条 適用規格

本工事は、次の国内規格に準拠するものとする。

- (1) 日本産業規格 J I S
- (2) 日本電気工業会標準規格 J E M
- (3) 電気規格調査会標準規格 J E C
- (4) 土地改良事業計画設計基準 設計「ポンプ場」
- (5) 水門鉄管技術基準
- (6) 労働安全衛生規則
- (7) その他関係法、規格、基準

第 2 章 機械設備

設 備 概 要

本設備は、吸水槽よりの海水を陸上ポンプにて各水槽へ送水する設備である。

なお、本仕様書に示す機器はもちろん、これらの配管については、管路に支障なきよう製作、施工するものとする。

第 1 条 取水送水ポンプ

第 1 節 取水送水ポンプ

1. ポンプ本体

(1) 概 要

本ポンプは、ポンプ室内に設置した陸上ポンプにて吸水槽より施設内の飼育水槽まで海水を送水するためのものである。

(2) 仕 様

形 式	ステンレス製片吸込み渦巻ポンプ
口 径	吸込150mm 吐出125mm(参考口径)
吐 出 量	5.0 m ³ /min
全 揚 程	21.0 m
効 率	80%以上
回 転 数	SS.1775 min ⁻¹
液 質	海水(常温)
電動機出力	30 kW
台 数	1 台

(3) 電動機

形 式	全閉外扇
出 力	30 k w
電 圧	200V
周 波 数	60Hz
極 数	4 P

回 転 数	1775 min ⁻¹
台 数	1 台

(4) 構 造

本ポンプは電動機とポンプ本体を共通ベツト上で直結し、高いポンプ効率を発揮し十分な吸込み性能が得られ、安定した性能を長期にわたり発揮するものとする。ポンプは分解組立が可能で保守点検が容易な構造のものとする。

羽根車は入念な仕上げを施し、完全に重量バランスをとり、使用条件でキャビテーションを発生することなく高効率を発揮するものとする。

(5) 主要部材質

- | | | |
|----------|----------------------------|----------|
| 1) ケーシング | : SCS14 | または同等品以上 |
| 2) 羽 根 車 | : SCS14 | または同等品以上 |
| 3) 主 軸 | : SUS329J1(接水部)/S45C(非接水部) | |

(6) 付 属 品 (1 台につき)

- | | |
|----------------|-----|
| 1) 共通ベツト | 1 組 |
| 2) 基礎ボルトナット | 1 式 |
| 3) カップリング | 1 組 |
| 4) 軸継手ガード | 1 組 |
| 5) 吸込み圧力計 | 1 組 |
| 6) 吐出し圧力計 | 1 組 |
| 7) 呼水ジョウゴ | 1 式 |
| 8) 振動・温度常時測定装置 | 1 式 |
| 9) その他必要なもの | 1 式 |

第 2 節 真空ポンプ

1. ポンプ本体

(1) 概 要

本ポンプは海水を吸引するもので連続運手に耐え、振動や騒音が少なく、円滑に運転できる構造であること。

(2) 仕 様

形 式	水封式真空ポンプ
口 径	25mm 以上
吸込空気量	0.88m ³ /min以上
最高負圧	-93Kpa
電動機出力	2.2kw
液 質	海水
台 数	2 台

(3) 電動機

形 式	全閉外扇
出 力	2.2 k w
電 圧	200V
周 波 数	60Hz
台 数	2 台

(4) 主要部材質

1) ケーシング	: SCS14	または同等品以上
2) 羽 根 車	: SCS14	または同等品以上
3) 主 軸	: SUS316L	または同等品以上

(5) 付 属 品

1) 共通ベット	2組
2) 受水槽23L(SUS製)	2組

第3節 満水検知器

(1) 概 要

本検知器は、ポンプ室内に設置した陸上ポンプにて吸水槽より施設内の飼育水槽まで海水を送水するために、陸上ポンプ内を満水にするものである。

(2) 仕 様

形 式 満水検知器（自動排気弁付）

台 数 3 台

(3) 主要部材質

1) 電 極 : SUS製 または同等品以上

第2条 弁 類

第1節 逆止弁

本弁は、ポンプ吐出側に設けるものとする。

(1) 仕 様

形 式	急閉鎖型リフト式ステンレス製
バイパス	バイパス弁付き
口 径	125 mm
台 数	1 台

(2) 構 造

本弁は、両フランジ型（JIS 10 K）とする。

本弁は、管内の流体が逆流になった際、弁体に内蔵されたスプリングの作用によりウォーターハンマを起こしにくい構造のものであり、ポンプ停止時などの衝撃による圧力上昇時に対しても十分耐える強固なものとする。

(3) 主要部材質

1) 弁 箱	: SCS13	または同等品以上
2) 弁 体	: SUS304	または同等品以上
3) 弁 軸	: SUS304	または同等品以上

第 2 節 塩ビ製手動仕切弁

本弁は、ポンプ吐出側に設置され維持管理用に使用するものである。

(1) 仕 様

形 式	塩ビ製フランジ型
口 径	125mm
開 閉 方 式	丸ハンドル式
台 数	1 台

(2) 構 造

本弁は、両フランジ型 10kg/cm² とし、構造がシンプルで長期間の使用に耐え、スムーズな開閉操作が可能なものとする。

(3) 主要部材質

1) 弁 箱	: HI-PVC	または同等品以上
2) 弁 体	: PP	または同等品以上
3) ハンドル	: PP	または同等品以上

第 3 節 電動バタフライ弁(逃し配管用)

本弁は、吐出側の逃し配管に設置され少流量時に使用するものである。

(1) 仕 様

形 式	電動バタフライ弁 1 次偏心型
口 径	150 mm
開 閉 方 式	電動式
電動機型式	電源 200V
	出力 0.2kw～0.4kw (参考値)
	周波数 60Hz
台 数	1 台

付属品(1 台につき)

開度指示計	1 個
リミットスイッチ(全開全閉)	1 式

トルクスイッチ(開閉方向) 1 式
手動・電動インターロックスイッチ 1 個

(2) 構造

本弁は、両フランジ型 10kg/cm² とし、ポンプ吐出管の逃し配管に取付け、少流量時の流量調整用として開閉作動をおこなうもので、腐食・摩耗に耐える堅ろうな構造とする。

(3) 主要部材質

1) 弁 箱 : FCD450-10 または同等品以上
2) 弁 体 : SCS13 または同等品以上
3) 弁 棒 : SUS316 または同等品以上

(4) 塗装

1) 内 面 : 水道用エポキシ樹脂粉体塗装(本体)
2) 外 面 : エポキシ樹脂系下塗(2回塗)
ポリウレタン系上塗(2回塗)

第4節 電動バタフライ弁(本管用)

本弁は、吐出側に設置され流量調整用に使用するものである。

(1) 仕様

形 式	電動バタフライ弁 1 次偏心型
口 径	350 mm
開 閉 方 式	電動式
電動機型式	電源 200V
	出力 0.2kw～0.4kw (参考値)
	周波数 60Hz
台 数	1 台

付属品(1台につき)

開度指示計	1 個
リミットスイッチ(全開全閉)	1 式
トルクスイッチ(開閉方向)	1 式
手動・電動インターロックスイッチ	1 個

(2) 構造

本弁は、両フランジ型 $10\text{kg}/\text{cm}^2$ とし、少流量時の流量調整用として開閉作動をおこなうもので、腐食・摩耗に耐える堅ろうな構造とする。

(3) 主要部材質

- | | | | |
|-------|---|-----------|----------|
| 1) 弁箱 | : | FCD450-10 | または同等品以上 |
| 2) 弁体 | : | FCD450-10 | または同等品以上 |
| 3) 弁棒 | : | SUS316 | または同等品以上 |

(4) 塗装

- | | | |
|-------|---|----------------------------------|
| 1) 内面 | : | 水道用エポキシ樹脂粉体塗装（本体） |
| 2) 外面 | : | エポキシ樹脂系下塗（2回塗）
ポリウレタン系上塗（2回塗） |

第5節 フレキ管

本機は、ポンプからの振動を吸収し配管の破損や振動を防ぐために使用するものである。

(1) 仕様

- | | |
|-----|----------------------|
| 形 式 | 球体式(合成ゴム) |
| 口 径 | 150mm(吸込) 125 mm(吐出) |
| 台 数 | 各 1 台 |

(2) 構造

本機は、両フランジ型（JIS 10 K）とする。

(3) 主要部材質

- | | | | |
|----------|---|--------|----------|
| 1) 本 体 | : | 合成ゴム | または同等品以上 |
| 2) フランジ部 | : | SUS304 | または同等品以上 |

第 3 章 試験・検査

第 1 条 材料検査

主要部材について行うものとし、試験成績表その他監督員の指示する書類を提出し、承認を受けることにより検査に代えることができるものとする。

第 2 条 部品検査

材料検査と同じ。

第 3 条 工事検査

ポンプ及び電動機等の主要機器は、製作工場において組立完了後監督員の立会いの上性能試験を行い、検査記録の承認を受けた後現場に搬入するものとする。

第 4 条 現場試運転調整

据付等全て完了後監督員の立会いの上、各機器動作試験、試運転調整を行い異常なきことを確認するものとする。

また、これに要する費用は、一切請負者の負担とする。

第 4 章 電気設備

第 1 条 一般事項

本機場の電気設備は、ポンプ及び補機類の機能を発揮させるための制御機器その他電気品一式の製作ならびに配線工事等一切の施工を行うもので製作、施工に際しては、確実な運転及び故障の絶無を期するものとする。また、保守点検は容易であり、保安業務上の安全性について十分な配慮をすること。

第 2 条 盤仕様

(1) 盤構成

ポ ン プ 盤	× 1 面
補機継電器盤	× 1 面
付 属 品	× 1 式
予 備 品	× 1 式

(2) 配 線

別紙配線図による。

(3) 板 厚

ステンレス製 S U S 3 0 4

本体 2 . 0 t 以上

扉 3 . 0 t 以上

第3条 盤仕様明細

(1) ポンプ操作盤

- 1) 所要面数 1 面
- 2) 形 式 屋内閉鎖ステンレス製自立形前面両扉付
- 3) 概略寸法 幅 9 0 0 × 高さ 2 3 0 0 × 奥行 5 0 0 (mm)
- (架 台) 幅 9 0 0 × 高さ 5 0 0 × 奥行 5 0 0 (mm)

4) 盤面取付器具

- ・ 名称銘板 1 式
- ・ 集合表示灯 (縦 3 × 横 3 窓) 2 台
- ・ 電圧計 1 台
- ・ 電流計 1 台
- ・ 周波数計 1 台
- ・ 切換スイッチ (手動－自動) 1 個
- ・ 切換スイッチ (商用－インバーター) 1 個
- ・ 操作スイッチ (停止－運転) 2 個
- ・ 表示灯 (停止・運転表示) 2 個
- ・ 少流量圧力調節計 1 台
- ・ 押釦スイッチ 3 個
- ・ ブザー 1 個
- ・ その他必要なもの 1 式

5) 盤内取付器具

- ・ 配線用遮断器 3 P 4 0 0 A F 1 台
- ・ 配線用遮断器 3 P 6 0 A F 1 台
- ・ 配線用遮断器 3 P 3 0 A F 1 台
- ・ 漏電遮断器 3 P 4 0 0 A F 1 台
- ・ 漏電遮断器 3 P 2 2 5 A F 1 台
- ・ 電磁開閉器 3 P A C 2 0 0 V 1 台
- ・ 電磁接触器 3 P A C 2 0 0 V 5 台
- ・ 変流器 4 5 0 / 5 A 1 台
- ・ 避雷器 1 台

・進相コンデンサ	5 0 0 μ F	1	台
・リアクトル	L = 6 %	1	台
・A C リアクトル		1	台
・D C リアクトル		1	台
・インバーター	3 0 K W	1	台
・ノイズフィルター		1	台
・盤内照明		1	台
・換気扇		1	台
・ドアスイッチ		1	台
・温度調節器		1	台
・補助継電器		1	式
・限時継電器		1	式
・端子台		1	式
・その他必要なもの		1	式